

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№494
2012・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 「原発と人権」全国研究・交流集会、大成功…………… 笹山尚人
 すごい歴史を感じた弁学合同部会設立40周年記念誌
 出版記念レセプション…………… 林 治
 東京生存権裁判最高裁判決の不当性…………… 瀧上 隆
 全国各地の情報を求む—熊本・御船町竹バイオマス住民訴訟…………… 板井俊介

神奈川支部特集

- 「福島原発事故と子どもたち」集会…………… 太田伊早子
 【座談会】あそこ青法協は…………… 根本孔衛・川岸卓哉・中山隆弘
 本案の議論が始まります—最低賃金訴訟…………… 田淵大輔
 ようこそ横浜～私の中華街～…………… 神奈川支部ニュース委員会



希望の春に… (東京・練馬)

「原発と人権」全国研究・交流集会

大成功

東京 笹山 尚人

二〇一二年四月七日(土)、八日(日)、福島県の福島大学において、「原発と人権」集会が開催された。青法協弁学会合同部会も実行委員会に加盟して催した集会である。二日間で五〇〇名が参加し、大成功のうちに集会は終わった。以下、この集会の内容を報告する。

一 集会の概要

二〇一二年三月一日に発生した東日本大震災で、福島第一原子力発電所の事故が発生し、近隣住民の多くが避難を余儀なくされたほか、絶大な被害が広がっている。こうした被害を人権の問題としてとらえ、法律家や市民にできることを考えていこうという集会である。

私は、福島原発被害弁護団(他の弁護団との区別で、よく、「浜通り弁護団」と呼ばれる。いわきを中心に、福島県の海沿いの地域、原発立地周辺の自治体住民の相談を中心に取扱っている弁護団である)に二〇一二年一月に加入したが、その最初の会合で小野寺利孝弁護団共同代表から聞かされたのがこの集会の構想であった。

四大公害訴訟の際にも、公害と人権を考える法律家の集いが催され、その集いが発展して、青法協弁学会合同部会が催す「人権研究交流集会」が生まれたのは有名な話である。青法協の原点に触れる思いがして、良い企画だと思った。

青法協弁学会合同部会をはじめとした法律家団

体や、マスコミの団体、原発被害に取り組み弁護団などが集まって実行委員会をつくり、「原発と人権」集会は、一日目に「全体会」を、二日目に「分科会」を開く形が決まった。分科会では、結局六つの分科会が名乗りを上げた。「放射能の影響とどう向き合うか」「傷つき、破壊されたコミュニケーションの回復のために」「被災者救済のための『完全被害回復』『完全賠償』を」「脱原発の司法判断を求めて」「原水爆被害者の運動に学ぶ―広島・長崎から福島へ―」「原発報道を考える」の六つである。

なお、二日目の分科会終了後には、まとめの全体会が開かれるとともに、この間原発問題を学ぶ大学生たちを中心として「学生交流会」が開催された。

二 全体会・分科会の状況

全体会では、海渡雄一弁護士が「福島第一原発事故の原因と責任」との表題で基調講演を行った。後、福島県の被害者たちから報告が寄せられた。そして、現地の首長である、飯館村の菅野典雄村長、双葉町の井戸川克隆町長が「現地首長は訴え



る」として、現地の行政としての苦闘について報告をした。そのほか、田中熙巳・日本被団協事務局長が「原爆被爆者の闘いをどう生かすか」、現地福島大学の清水修二副学長が「福島の再生を指して」と題して報告した。

二日目の分科会では、私は、迷った末第二分科会・コミュニケーション論に参加した。ここでは、原発事故によって、ふるさとを喪失した被害者たちの地域を失ったことの意味、損害への評価といった観点から、三名の学者（首都大学東京の山下祐介氏、茨城大学の伊藤哲司氏、大阪市立大学の除本理史氏）のみなさんからの報告があり、それに基づいて討論が行われた。

三 集会参加の感想

当事者たちの訴えは、それぞれに迫力があって心に重く響いた。首長たちの悩み、苦しみについても同様である。

とりわけ、福島市の放射線量の高い地域で子育てをしているお母さんの、全国的に待機児童の問題が深刻化するなか、当該地域での保育園の定員割れの実態や、除染された園庭以外で外での遊びができない状況の報告が私には印象的だった。「他の地域の子どもたちが普通に味わっている同じことを子どもたちに体験させてあげたい。親た

ちは、みんな悩んでいる。あきらめてもいいなし、開き直ってもいい。そんな中で、私たちがどんな選択をしようとも、その選択のそれぞれが尊重される社会にして欲しい。このまま福島の子どもたちの苦しみ忘れ去られて、子どもたちが堪え忍ぶ日々が続く、そうなるのが怖い。原発推進は国策である以上、国は福島の子どもたちに謝って欲しい」という言葉が重く心に突き刺さった。

五感で感知できない、しかし不用意に接触することは確実に死を近づける放射性物質への恐怖。福島の人たちはみんな悩んでいる。戻るべきか、戻らざるべきか。このままここにいて良いのか。そんな中、人権を第一の価値というのであれば、今、大切なのは、確かに自己決定権の尊重だという感想を抱いた。戻るにせよ、戻らないにせよ、移転するにせよ、移転しないにせよ、その選択をしたことが不利に働かないのは勿論、そうした選択をした人たちがその選択を尊重され、その選択で十分に生活が成り立つように社会全体でフォローする。それがあってこそ人権だと思える。

分科会で提起された、「地域」「コミュニケーション」の破壊は、人と人とのつながり、人と地域との関わり、人と祖先との関わり、そうしたものが価値あるものとして把握され、それらが破壊された事及びその回復のための視座を与えて、知的興奮に満ちた内容だった。とりわけ、私には、伊藤氏の、

同じく津波被害で親しい人や家を、町を、地域を失ったタイの人たちと、今回の事故後の日本人たちとの違いの指摘が印象に残った。前者は明るく、後者は「心に傷を持つ」とよく評価されるというのであるが、伊藤氏は、すぐ「心」に「傷」があるという表現に違和感を持つという。確かに、何かという心の問題にしてしまつて、そうした心

境に陥らせている社会環境の問題を見過ごすのは問題だとは思ふ。しかし、では、従来の法理論では、地域やコミュニティといったものを包摂する法益がうまく見つからず、「慰謝料」として心の傷の問題として損害を提起してきた我々実務法律家は、これらの問題提起をどう受け止めたらいいのか。重い提起に頭を抱える思いがする。

いずれにせよ、原発問題で被害を受けた人たちの人権を実現する取り組みはまだ端緒にいたばかりである。我々青年法律家が、本集会での学びを生かして活動することが求められていることは確かである。

すごい歴史を感じた

弁学合同部会設立四〇周年記念誌出版記念レセプション



東京 林 治

■二〇一二年三月三日、青法協弁学合同部会四〇周年記念誌出版記念レセプションに参加しました。

これまでの青法協の常任委員会や総会などの会議では、主に若手の弁護士への参加が多く「これから」の問題を考える機会が多かったのですが、このレセプションでは一〇期代、二〇期代の重鎮の

弁護士が多く参加され「これまで」を議論するもので、新鮮な印象を受けました。また、あまり知った顔がいなかったため、緊張もしました。

■レセプションでは、来賓のあいさつに続いて、青法協弁学合同部会の歴史がスライドとナレーションで紹介されました。このスライドは歴史的価値のあるものであったと思えました。

富山県のイタイイタイ病などの公害裁判を当時の若手の弁護士たちが手弁当でたたかしたこと、この公害訴訟がきっかけで人権研究交流集会が開催されるようになったこと、自衛隊を違憲と判断し平和的生存権を認めた長沼ナイキ訴訟、木村達也弁護士らが中心になって取り組んだ消費者被害が金利引き下げにつながったことなど、僕の中



国民の生命と生活を守り 人権侵害を許さないために



北海道から沖縄まで全国各地の被害者や弁護士たちが集まった大々セミナー大講堂 集会第一日斎藤茂男氏の記念講演

学・高校時代に社会の授業で習った（といってもほとんど寝ていましたが）ことを青法協弁学会合同部会の先輩弁護士たちが果敢にたたかい、勝ち取っていったものであることがリアルにわかる内容でした。

「これも青法協の弁護士がかかわっていたの!」と思うような事件や運動も多く、社会の教科書では一頁しか記載されていない出来事でも、その裏には様々なドラマが展開されてきたということにあ

らためて青法協の偉大さを感じました。このスライドに登場した事件や運動をすべてNHKが「プロジェクトX」(古い！今なら「プロフェッショナル」でもいいけど)にしたら、これだけで一年間はネタに困ることはないでしょう。

一九七一年の宮本判事補再任拒否事件や同じ年の阪口修習生罷免事件などの事実は当時の政治状況、司法状況を反映している日本の近代史の一頁になっています。「僕がおしめをしていたころにこんな歴史があったのか!」と感じました。

■このレセプションでは、出席された重鎮の先生方からのメッセージをいただきましたが、「あのころは大変だった」という趣旨の話が多くなされました。これは言外に「今の時代は苦勞が少なくて

楽になった」というニュアンスもあったかもしれませんが、今の時代もかつてとは違った苦勞があります。学生時代に政治や社会の運動などにかかわったことがない（というよりそういうことにかかわらない方がいい）と思っ



尾林芳匡会員より花束をもらう事務局の土居美登さん

きた) 修習生が、多数いる中で青法協の修習生部会を結成したり、弁護士になつてからも収入には結びつかなくても社会的に意義のある事件を行うようになっていくためには、すごい苦労もありますし、感動的でもあります(「プロジェクトX」にもなるくらい感動的です)。

■今回、青法協弁護士学者合同部会の歴史を振り返つてみて、青法協の一員として恥じない事件活動をしていかなければと改めて思ったレセプションでした。

最後に長い間青法協を支えてくださった土居さん。本当にお疲れ様でした。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

◆主な内容

- 第1部—青法協弁護士学者合同部会40年の軌跡
- 第2部—弁学合同部会の過去・現在・未来
- 第3部—機関紙『青年法律家』とともに
- 第4部—支部結成から今日まで
- 第5部—弁学合同部会設立40周年に寄せて
- 第6部—資料編

B5版・280ページ
定価2,500円(税込)



●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階

東京生存権裁判最高裁判決の不当性

東京 瀧上 隆

一 生存権裁判とは

生存権裁判とは、生活保護の老齢加算の減額・廃止を内容とする生活保護決定の取消しを求める行政訴訟である。老齢加算は、四〇年以上にわたって七〇歳以上の生活保護受給者に支給されていたものであるが「小泉構造改革」による社会保障費抑制政策の一環で、二〇〇四年度から段階的に廃止された。その結果、高齢生活保護受給者は生活扶助費の約二割がカットされるといって、厳しい生活を強いられることとなった。

そこで、二〇〇五年に京都在住の原告が提訴したのを皮切りに、全国九地裁で提訴され、一〇〇名を超える原告が裁判をたたかってきたが、このうち、東京訴訟では原告側が高裁で敗訴し、他

方、福岡訴訟では原告が高裁で勝訴して、それぞれ最高裁に係属していた。そして、二〇一二年二月二八日、最高裁第三小法廷は東京訴訟について上告棄却の不当判決を言い渡し、原告側敗訴が確定した。

二 本件訴訟の意義

これまで生活保護に関する裁判は多くあったが、生活保護基準をめぐる裁判は朝日訴訟以来である。それは、朝日訴訟は、裁判としては敗訴で終わったものの、朝日訴訟を契機として、政府は曲がりなりにも生活保護基準の改善を図ってきたからである。

ところが、政府は、老齢加算廃止を皮切りに、母子加算についても段階的廃止を行い、さらには

基準生活費本体の引き下げに着手しようとした。しかし、結局、基準生活費の引き下げについては断念せざるを得ず、母子加算については政権交代後に「復活」した。本「生存権裁判」が、こうした政府の一連の生活保護切り下げ政策に一定の歯止めをかける役割を担ってきたものと自負するものである。

格差と貧困が広がるなか、最後のセーフティネットとしての生活保護制度の重要性は論を俟たないが、それにとどまらず、生活保護制度は最低賃金、社会保障給付、保険料・税等の負担など他の諸制度・諸施策と連動しており、保護基準の変更は国民生活全般に重大な影響を及ぼす。本「生存権裁判」は、政府の誤った生活保護切り下げ政策を根本から転換させ、国民の生存権を保障する上で重要な意義を有していた。

三 最高裁判決の問題点

ところが、今般言い渡された最高裁第三小法廷判決は結論において不当であるだけでなく、その内容も極めてお粗末なものであった。

(1) 朝日訴訟最高裁判決にまったく触れず

本件では、生活保護基準設定変更についての厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用の有無に關して、朝日訴訟最高裁判決が示した基準が適用されるのが問題であった。この点、被告当局側は朝日訴訟最高裁判決を自己の主張の根拠として主張し、東京高裁判決は朝日訴訟最高裁判決が示した基準は本件でも妥当するとし、原告側を敗訴させた。これに対して、われわれ原告側は、朝日訴訟は原告朝日茂さんの死亡により終了したものである、同訴訟最高裁判決が示した基準は、「念のため」として傍論の中で示されたものに過ぎず、判例としての拘束性がないことなどを上告理由の第一点として主張し、こうした問題点がある以上、大法廷で審理を行うべきであると主張した。

ところが、第三小法廷判決はこうした論点にまったく答えず、朝日訴訟最高裁判決についてはまったく触れないまま、立法裁量が問題とされた堀木訴訟最高裁判決を場違いにも持ち出し、われわ

れ原告側の上告を棄却したのである。

(2) 法解釈の根拠を示さず

また、本件は生活保護基準の切り下げの違法性が問題とされている点で朝日訴訟とは異なるものであり、第三小法廷判決も従前の水準の支給を受けることが、「期待的利益」であると認めざるを得なかったところである。そして、こうした厚生労働大臣による保護基準変更行為に、「不利益変更禁止の原則」を定めた生活保護法（以下「法」という）五六条が適用されるのか否かが問題となる。この点、原審東京高裁判決は法五六条の適用を否定し、原告を敗訴させたが、その他の関連訴訟の下級審判決の多くは結論としては原告の請求を棄却しつつも法五六条の適用ないし準用は認めており、さらに、福岡高裁判決は法五六条を適用ないし準用して原告勝訴の判決を言い渡していた。そこで、第三小法廷は法五六条に關する当方の上告受理申立理由を取り上げ、上告審として受理した上で判決を言い渡したが、法五六条が適用されないことを断言するのみで、その理由、根拠はまったく示さなかった。

(3) 本末転倒の憲法解釈

さらに、第三小法廷判決は、われわれの憲法二五条違反の主張に対しては、「憲法二五条の趣旨

を具体化した生活保護法三条又は八条二項の規定に違反するものではない以上、これと同様に憲法二五条に違反するものでもない」といった、下位規範である法律解釈を基に最高法規たる憲法の解釈を行うという本末転倒の憲法解釈に終始した。

(4) 恣意的な事実認定により行政を追認

このように、第三小法廷は、最高裁に期待される「憲法の番人」、法解釈の統一という役割をまったく果たさぬ一方、法律審であるにもかかわらず、原審ではほとんど争点となっておらず、被告当局側もまともに主張していなかった事実を裁量権行使の適法性を基礎づける事情として恣意的にとりあげ、厚生労働大臣の行為を追認しているのである。

四 今後について

今後、各地で行われている訴訟に対して本判決が影響を及ぼすことは避けがたい。しかしながら、右のとおり、第三小法廷判決は単に結論が不当だけでなく、内容としても極めて杜撰、お粗末なものである。そこで、その不当性を各地訴訟でも訴えていく所存である。

（東京生存権裁判弁護士事務局長）

全国各地の情報を求む

熊本・御船町竹バイオマス住民訴訟

熊本 板井 俊介

1 どのような問題なのか

お読みになった会員から、ご連絡をいただけることを期待して投稿する。

「バイオマス」という言葉は、法的には「動植物に由来する有機物」であって「エネルギー源」として利用することができるものである（新エネルギー利用等促進特措法施行令第一条二号）。

今、熊本県上益城郡御船町は、このバイオマス問題で揺れている。この問題は、御船町の山本孝二町長が、二〇〇九年二月と五月の二回に分けて、竹バイオマス事業に関して国から受領した平成二〇年度補助金二億九千二百九十三万三千〇〇〇円を、この補助金事業のために設立されたばかりの御船竹資源開発株式会社へ支出したものの、この会社が自己資金をいっさい調達できず、事業が開始せずに頓挫したため、御船町が補助金を国に返還すべきこととなり、会社からの約三億円を回収できないまま、御船町がみずからの財政を切り崩して国に二億九千二百九十三万三千〇〇〇円を返還した二連の事件につき、町長の個人責任を問う住民訴訟である。

2 クリーンエネルギーの美名の下に

この国からのバイオマス補助金制度は、いわゆ

る地球温暖化問題が国際的な問題となり、一九九四年、国連で「気候変動枠組条約」が締結され、政府も一九九七年に新エネルギー利用促進特措法を制定し、また、同年二月、国連の枠組条約を具体化した「京都議定書」が確認され、これが二〇〇五年二月に発行したことを受け、二酸化炭素の発生が少ないエネルギー開発を促進するという政策の下で、二〇〇六年四月一日に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」における「バイオマスタウン構想」に基づくものである。

要するに、国が補助金により資金援助をして、地方自治体とNPO法人等の事業者が連携して地域の実情に応じ農作物などを利用してクリーンエネルギー開発を行うことにより、より二酸化炭素の発生が少ないエネルギー開発を行うことにより地球温暖化を防止するという美名の下にある制度である。また、事業実施により地域の雇用対策も実現するというものであり、一般的な理念としては何らの異論もない。

3 町長の責任を否定できなかった 住民監査請求

そもそも、国の地方自治体に対する補助金の適正管理を規制する補助金適正化法には、地方自治体に補助金が交付されたものの事業が実施でき

なかった場合には、地方自治体が補助金を返還しなればならないとする規定がある(同法第十七条以下)。その意味において、御船町長を含む全国の地方自治体の首長は、補助金交付にあたっては、事業者が信頼にたたる者であるかなど、慎重を期して補助金を交付しなければならない。そうでなければ補助金を交付したものの事業が開始できなかった場合には、自治体のみずからの財政で国に対し補助金を返還しなければならない事態となるからである。

しかしながら、この補助金制度を利用したバイオマス施設整備事業は、補助率(いわゆる事業者の裏負担分)が二分の一の事業であり、用地取得費は補助の対象となっていないことから、総事業費の二分の一が確保されていなければ事業が開始できなかった。

また、巨額の補助金を投入しても十分な効果が上がっていないと会計検査院からも評価され、バイオマス資源の受け入れが十分ではなく利用率が半数に止まること、また、事業開始の確実性を確認すべきという改善措置が二〇〇七年の時点で会計検査院から指摘されている。御船町における補助金交付は、この会計検査院からの指摘がなされた後の二〇〇八年に申請がなされたものであった。こうした状況があったにもかかわらず、町長は、会社が自己資金を有していないことを知りな

がら、約三億円もの補助金を交付し、結局、自己資金を用意できなかった会社は工場用地すら取得できずに頓挫し、交付した約三億円はすでに流出していた。

このような事情を踏まえ、御船町から国に対して二億九千九百三十三万三千円が返還された後の二〇一二年二月五日、原告らを含む住民らが「御船町は町長個人に対し、損害賠償請求として二億九千九百三十三万三千円を請求すべき」ことを求めた住民監査請求において、同年四月十五日、御船町監査委員が、その請求どおりの勧告を出している。現役の町長に対し、ときの監査委員が町長個人に対する三億円もの賠償責任を肯定する勧告を下すこと自体、極めて異常な事態である。

4 「たたかい」なければ「民主主義」なし

今回のたたかいかも政治的なイデオロギーとは無関係に様々な立場の住民が団結できる事件である。熊本では、以前も熊本市議会政務調査費問題につき市民団体の幅広い団結の下に、法廷内外で活動を展開した結果、熊本市議会のみならず熊本県を含めた県下の自治体が政務調査費に関して極めて慎重な姿勢を取るようになった。

住民監査請求は七〇〇名超が請求人となり、住

民訴訟も二八名が原告である。

しかし、町長に責任を認めた住民監査請求に対する勧告が出された後に行われた選挙において現町長は勝利したため、監査結果にはしたがわないという態度に転じた。このような事態に接した御船町民は、常に監視がなければ権力は責任を取らないことを肌身をもって知ったのである。本訴訟は、住民の方を向いた地方自治は、権力への絶え間ない監視により実現されるべきものであること、そのようなたたかいがなければ民主主義の実現はできないことを知るための訴訟となる。

5 情報の提供をお願いします

現在、訴訟は第四回弁論まで行われているが訴訟要件論で止まっている。しかし、今後、本案審理突入は確実である。

農水省のホームページによれば、全国で三〇〇以上の自治体が本件と同様の「バイオマスタウン」となり、そのための調査費として数百万円単位を委託費として支払っている。会員がおられる各地の情報をいただければ幸いです。

なお、本訴訟には熊本支部の橋本和隆会員(現行六二期)も戦列に加わっている。

神奈川支部特集

「福島原発事故と子どもたち」集会



神奈川 太田伊早子

1

二〇一二年三月二四日(日)に、青年法律家協会弁学合同部会神奈川支部主催で、「福島原発事故と子どもたち」というタイトルの集

会が開かれました。福島原発事故は、様々な切り口で分析されていますが、この集会では、子どもたちにスポットライトをあて、子どもたちの視点で、分析することに主眼があります。今回の原発事故によって、いったい子どもたちが、どのような影響を受けてしまったのかをしっかりと考えてみようというわけです。

2

最初に、一番心配される、子どもたちの健康面に与える影響についてきちんと知る

ことを目的として、さがみ生協病院医師の長谷川倫雄先生に、放射線が身体に与える基礎知識についての詳しい講演をしていただきました。

長谷川先生は、原爆認定医師団として活躍され、数十年にわたり、被曝症にかかわってきた医師です。福島原発事故が健康面に与える影響について、わかりにくい話があふれかえる現状の中で、本当に忌憚のない話を聞くことができました。青年法律家のみなさまは、すでによくご存知のことだとは思いますが、ここでは詳しい記載は差し控えますが、年齢が下がれば下がるほど、がんの過剰発生リスクが高く、臓器への蓄積が大きいことにつき、とてもよくわかりました。

私は、正直に言うとう、小さな子どもたちに与え

3

る影響について心配なあまり、できるだけ原発事故が子どもたちの健康面に与えた影響を軽いものと考えたいような気持ちがあります。でもそれは無理な話であることを痛感しました。原発事故が、子どもたちの未来に与えた影響を思うと、なぜ、原発の存在をここまで無認識に容認してきたしまったのか、いまさらのように悔やまれるところです。

続いて行われたのが、パネルディスカッションです。このパネルディスカッションでは、原発事故の被害にあったために、日常生活の中で子どもたちがどのような影響を受けたのか、あるいは受ける可能性があつて気をつけなければ



ならないのかを考えました。

パネルディスカッションは、長谷川先生、原爆被爆者の方、実際に子どもを育てるお母さんにパネラーとして参加していただきました。このパネルディスカッションは、会場発言を含め、印象的な話がたくさんなされました。

広島 of 被爆者の方から、広島・長崎の原発の被爆者が結婚・出産問題を抱え、差別を受けてきた歴史についての話がありました。今から約六七年前、原爆が落とされた当時、誰も放射能の人体

に与える影響について知らず、たくさんの方が家族を探して、市内を歩き回ったこと、その結果たくさんの方が、たくさんの方の放射線を浴びてしまったこと、その後も生活のあちらこちらで差別が続いたこと、たとえば、被爆者とは相手方の両親が結婚させたがらず、そういった結婚差別は、被爆者の子ども、孫にまで続いていったことなど、実際に、被曝した人だからその実感をもった話を聞くことができました。広島・長崎で被曝した人は、子どもを出産するときも、被曝したことで、自分の赤ちゃんに影響がでるのが心配で悩みぬき、ノイローゼ状態になったことなど、被曝したそのときだけに影響が止まらない、放射能の問題の難しさをあらためて感じました。

会場からは、今回の福島原発事故のために、子どもたちを連れて最終的に神奈川県内に避難した方からの話がありました。話を聞きながら、あらためて、福島原発事故が、福島原発の近くの子どもの私たちの生活に大きな影響を与えたことに気づかされました。

生活の拠点が定まらないことへの不安、他人との共同生活を強いられることとまどい、愛着をもっている学校を転校しなければならぬ辛さ、それにもかかわらず転校先もなかなか決まらないこと、の苦痛など、どれをとっても子どもたちにも与える影響として無視できるものではありません。

放射能による健康への影響は、子どもたち自身も普段の生活では実感しにくいという特徴があります。子どもたちの視点に立つて考えれば、放射能という何か得体の知れないもののために、自分たちの生活の根幹を崩されたという状態なわけで、当然のことながら、理不尽に感じる気持ち強いでしょうし、気持ちの面でもどうやっても消化しきれないだろうと感じました。

4

今回の集会では、実際に子どもたちもがっている不安や不満、悩みについて、触れるということまではできませんでした。原因は色々あるのだろうと思います。一番、深い問題としては、子どもたちにとって自分たちの周囲の人が自分のためを思って、できる限りの方策を尽くしているなかで、自分の不安・不満・悩みを押しさえていくということがあり得るようになります。原発事故が、子どもたちの心身に与えた影響は根の深い、将来にわたる問題です。今後、小さな兆しであっても、丹念に拾い上げ、子どもたちの立場にたった問題提起、解決のための活動をしていくことが、この集会を開いた神奈川支部の課題になるのだと感じました。私も神奈川支部の一員として、長い視点で取り組んでいこうと思っています。

座談会

あのころ青法協は

□一番わからなかったのは憲法
―戦争体験を経て司法試験受験まで

川岸 本日は、青年法律家協会の「あのころ青法協は」という企画で、お話を伺いたいと思います。根本さん、よろしくお願います。担当は、川崎合同法律事務所の川岸卓哉と……

中山 川崎北合同の中山隆弘です。よろしくお願います。

川岸 まず、根本さんが生まれたのはいつですか。

根本 僕が生まれたのは、一九二五年、大正四年。大正デモクラシーから、昭和の軍国主義への、時代の変わり目の頃だね。

川岸 もう米寿ですね。いつも思いますが、まったくそうは見えないお元気で。根本さんのご出身はどこでしたっけ？

根本 ここ川崎の海の向こう側の、千葉の市原

市で、当時は五井町と呼ばれていた。養老川という川の入りで、その土地は川崎と同じで砂州の上であり、地下水が非常に豊富だった。穴を掘ると水が吹き出るような町。実家の商売は、雑貨家だったわけね。昔は江戸から物を買ってきて、農村の小売屋に売る商売をやっていた。あと、のりを集荷する問屋もやっていたよ。川崎もそうだったけど、のりの養殖が盛んだったわけさ、今では工業地帯として埋め立ててつぶれてしまっているが。けれど、日本経済が大正の第一次大戦で景気がよくなったあとに恐慌、関東大震災で追い打ちをかけられ、我が家は一九三〇年ころの恐慌で破産してしまっただけ。そんななか、戦争が起きて、軍事景気で景気回復しないかな、という機運があった。大人は嫌なことというな、と子ども心に思ったね。日本の軍国主義は貧しさを脱出するために出てきたところがある。実際に、満州事件が起きた年ころにいくらか景気が良くなっていた。

出席者

神奈川支部…

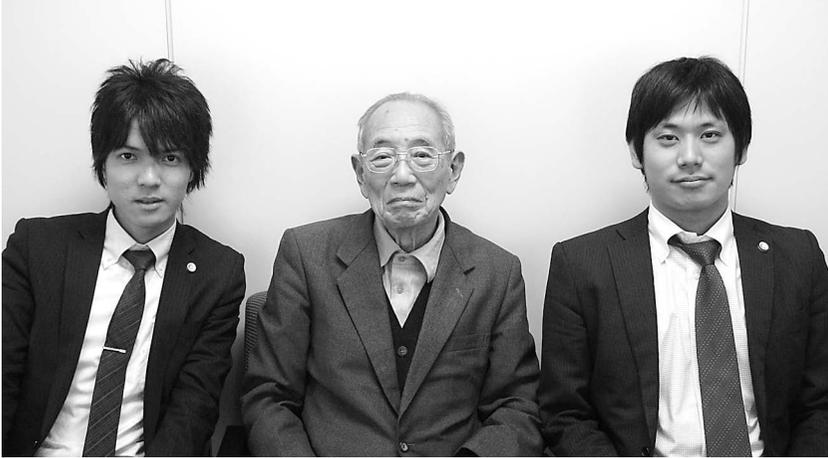
根本孔衛会員・11期(川崎合同法律事務所)

川岸卓哉会員・新64期(川崎合同法律事務所)

中山隆弘会員・新64期(川崎北合同法律事務所)

中山 破産してしまった後はどうしたんですか？

根本 その後に、不景気と因果関係があるのかは分からないが、一九三一年にじいさんが亡くなり、その翌年



左より、中山隆弘会員、根本孔衛会員、川岸卓哉会員

に母親が死んで、一九三五年には父親と、両親を亡くしてしまい、小学校四年生のころに孤児になつてしまったんだ。それで、兄弟ばらばらになり僕は叔母の嫁ぎ先に行った。千葉県の太平洋側の大原で、鯛漁が盛んなところだった。

中山 波乱万丈の人生ですね。

根本 叔母の夫は早く仕事に就かせようと思つ

たんだろうね、隣の二宮の実業学校へ行つたんだ。卒業したら東京の商社へ入れようと思つて

たんだね。しかし一九三七年、日中戦争がはじまるわけだ。統制経済が激しくなり、米屋など、商

売がだんだんできなくなつてきた。叔父は、商売はダメだということで工業でもやるより仕方な

いのではないかと、工業の専門学校へ行けという

ことで勉強を始めた。ところが実業学校では英語や数学は少しかやつていかなかった。このままじゃ

受かりそうもない！（笑）先生と相談して明治大学商業学校という夜学へ入学したよ。しかし、

そうこうするうちに皆さんが亡くなつた。学費を出してもらう人がいなくなつたので、恩師の世

話で協栄生命という保険会社に勤めはじめた。

川岸 ちょうどそのころ、戦争が始まつたんですね。

根本 戦争中は会社の上司が数学者で海軍から頼まれて、飛行機からの爆弾投下に、何メートルの高さからどれ位の早さでどれくらいのものを

投げるとどうなるかという計算の手伝いをして

いた。もう一つは、陸軍の軍医動員計画。医者軍医にひっぱつていつて誰をどういところへやる

か、という統計の作業をやつていた。軍の情報に

触れていたから、普通の人よりはいくらか多く、

日本とアメリカとの力の差を知つていたんだ。その分だけ、敗戦のショックが少なかったのではな

いかな。

中山 軍隊には入つたんですか。

根本 一九四五年に徴兵で、兵隊に入つた。終戦の年の六月だったな。兵隊嫌いでねえ（笑）。

人に指図されるのが嫌いだつたし、身体がでつか

いけど運動神経が悪い方だから（笑）。動作が鈍いし。しょっちゅう怒られた。本当に一兵卒だつたよ

よくぶん殴られた。奥歯が一つ欠けてしまつたよ（笑）。入つた部隊は浜松の対空通信の仕事をして

いたが、ろくに習わないうちに終戦になつた。

中山 終戦後はどのような生活だつたんですか。

根本 終戦後の生活は本当にひどかつた。会社に復職して寮に住んでいたが、食い物が無い。本

当に惨憺たるものだつた。今の若い人は飢えるという

ことを知らないでしょ？ あのところ日本人は皆飢えていた。それに、僕はどうしたわけか一年

遅れて兵隊に入つたせいかわり無事だつたが、一九歳の繰り上げ徴兵された同級生でだいたい戦死した人

はいた。日本をこういひういひの状態にしたとはど

悲惨な戦争体験からの使命感なんですね。

根本 そのころ、仕事のほかに自分の生活を守るために労働組合運動も一所懸命やったね。組合の規約を作ったり労働協約を作ったり、そこで法律のことをいくらか知った。保険会社では契約関係をやるので法律と関わりはあった。けど、会社の仕事が忙しく、栄養も悪い状態で、結核になったんだよ。一九四九年の初めから休み出し、夏のうちよつと前に療養所に入った。一九五一年まで二年くらいいた。何もすることがないから、寝ている間にだいたい社会科学の本を読んだ。資本論も一通り読んだよ。

中山 弁護士を志したのはいつごろですか。

根本 入院中に、体がいたんでいったので、退院しても一人前の仕事はできない。考えないといけないなと思った。寮のおばさんの息子が司法試験に受かっていったのもあって、会社で法律に関わっていたし、自分も受からないことはないと思つて、独学で法律の本を読みながら勉強をした。一番分からなかったのは憲法だった。イデオロギーで固まっている憲法の建前と、今まで目にしてきた実態と乖離しすぎていたからね。今は憲法のもとにある国家論と社会の実態がどういう関係になっているのかを、きちっとおさえておかないといけない。憲法問題は社会経済の側からのアプロ

ちもしないといけないんだ。それで……

□事件を聞いたら、まず判例集を見るな

—修習生、新人弁護士のころ

川岸 根本さんが弁護士になられたのはいつごろですか？

根本 あ、話を戻さないといけないね。僕が試験に受かったのは、一九五六年だ。昼間は保険会社の事務員の仕事をしながら、夜に勉強をした。三回受けたよ。修習生時代に青法協の活動をしたら。一九五四年に青法協ができたばかりだった。一九五二年に講和で米軍の占領の制約が取れて日本国憲法もようやく国民のものとなってきつた。そのころ、労働運動や日本の民主運動が盛り上がってくるなかでの法律家の民主化でできた。僕は研修所が二期ですが、その期から、会員が大量に増えていた。あの、一九五八年秋に日米安保条約改訂の前ぶれと、警職法の改正問題が出てきたが、われわれ修習生はそれで人権を抑えようとするのは許せなかったもので、運動をしてつぶしちゃったんだよ。

中山 青法協がですか！

根本 いや、青法協だけじゃないよ(笑)

青法協は市民事件を主とする事務所の人が多いんだよ。議長は、学者や市民事件関係の弁護士が中心になってやっていた。安保闘争のころに、いわゆる左翼ではない人もたくさん参加した。

川岸 今も、幅広い人が入っているのが青法協の特徴ですよ。

根本 騒擾罪って知ってる？ 修習生のときに、メーデー事件を担当している先輩弁護士に頼まれて、坂本修さんと日本の騒擾罪の歴史について調べるのを頼まれたんだ。修習生は暇だったからね。修習生は昼間以外は暇だったんだ。暇だったから、よく新劇の芝居を見ていた。良かったよ。何せ暇だったからね。

川岸 これ以上暇と連呼するとビギナース・ネットに迷惑をかけそうなのでこの辺で……。

中山 今は制度が変わって修習期間が短くなったから、色々忙しいんですね。念のため。

根本 とにかく、修習生の時代はオンの字だったよ。アテネフランスに行つてフランス語の勉強したり。初等科免状をもっているよ。英語は役立つのは知っていたけど、アメリカだから気に食わないからやらなかった(笑)。けど、今は英語は国際交流の言葉になった。英語をやらないとだめだね。アメリカの言葉じゃなくて国際語として英語をね。

川岸 僕はもう手遅れですね。

中山 そういうことを言うなよ。

川岸 それで、騒擾罪の方は。

根本 あ、話を戻さないといけないね。これは

何かというと、大正時代に、百姓一揆にはじまる農民運動に対する弾圧のために立法された。けれど、昭和に入ると暴力行為取締法という構成要件が違って、簡単に取り締まれる法律が立法された。同じような事件に適用される法律がなぜ作られるのか。それは、権力側が大衆運動に対して簡便に取り締まろうとしているから。そういう歴史を学んだね。だから、法律だけにとらわれず、その背景にある実態をみないといけないね。法律と実態にはギャップがある。私がよく事務所の後輩に言っていたことは、事件を聞いたら、まず判例集を見るということ。

川岸 それは、事務所のほかの先輩に言われたことがあります！ 伝統になってますね。

根本 要件事実にとらわれて事件を組み立てると、私たちの依頼者層の要求にこたえることができない場合が多い。実体的に本人が何を訴えたいのか、それが受け入れられるのか、受け入れられるにはどういう運動や裁判が必要なのか。法的正義に合うように、それを組み立てる。組み立てた後に、判例を見て、どこが足りないかを考えない

といけない。判例はこれらの活動の成果。守り、前進させるもの。ただ、僕はずっとこう言ってきたのだけど、実務経験から、やっぱり判例分析をしつかりやればよかったかなと思つたことがある。自分の力だけじゃ足りないこともあるからね。両方やらないといけないね。

中山 弁護士として働き始めた当初の仕事はどのような感じでしたか？

根本 修習後、東京第一事務所に入った。事務所に入ったらすぐに、東北の農民闘争に駆り出された。この闘争の原因は、一つは国有林を、広葉樹林をすべて杉に植え替えるなどの効率化合理化が図られた結果、地域の農民は山の産物の恵を得られなくなった。もう一つの問題は、封建時代からの村落の伝統だった。山林の維持のために、労働力を安くして、出来高払いで払っていた。さらに、部落のボスが、ピンハネしていた。これに対して、雇用期間の延長、部落請負をやめてきつとした雇用の保障、賃金も出来高でなく日給制での全額払いを要求した。東北に大闘争が起きたんだ。

川岸 なんだか、東電の原発事故で福島に駆り出されている新人の私たちのようですね。新人はそれぞれの時代の要請に応える宿命なんですね。

根本 その当時は先輩は忙しかったから、何も

教えてくれなかった。薄いパンフレットを渡され、これに書いていないことについては、あとはみんなで相談してやれと言われた。そういう教育方針だったんだ(笑)。

川岸 それも事務所の伝統……

中山 川崎に事務所を開くきっかけは何だったんですか？

根本 川崎に移ってきたのは、メーデー事件に参加したとき、証人になった黒川さんという人に、川崎は日本の労働者の中心でなかなかいいところだから来なさいよと言われて、行つたんだ。川崎は、当時弾圧事件や労働事件をやる人が少なく、法律相談や学習会などに参加するなかで、地域の需要に応えるために一九六九年に川崎に事務所を開くことになった。高度成長が始まった時代。工業が盛んになり、下請けの中小会社が集まり、人が集まって商業が盛んになり労働者も元気があった。税金闘争も先頭になってたかった。

中山 ああ、あの有名な。あれは確か、川崎民

川岸 新人のころの思い出はありますか？

根本 当時は、刑事弾圧事件に取り組む弁護士は差別され、法廷活動は、弁護士会から懲罰をかけられるような事件もあった。だから、ベテラ

ンの先生は慎重な面があった。しかし、私たち新人はそんな馬鹿なことはあるかと、かなり思い切ったことをやった。刑事事件での求釈明運動はかなりしつこくやった。また、被告人に法廷で弁護士が事件を請け負わないで、本人にどんどん発言させ、一緒にたたかかった。弾圧を受けていないから、怖いもの知らずで、かなり積極的にやった。その成果として、勾留の条件もきつくなり、保釈

金も安くなり、勾留期間も短くなっていた。これは、国民の中の民主化運動盛り上がりの中の勢いでできたことで、刑事司法を変えていくことにつながった。経験ある人はとかく慎重になるが、新人が今までの伝統にしばらくは、いいことがある。特に、時代が変わるときは、逆に言う、運動も必要となるがね。新人はよいところもあるが、よいところを生かすようにしない

沖縄で会いましょう！

青法協弁学会合同部会第四三回定時総会(沖縄)を開催します。ぜひご参加下さい。

□と き 六月三〇日(土)午後一時から七月一日(日)正午

□ところ 会 議 共済会館 八汐荘(電話 098-867-1191)

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾一六ー

(那覇空港よりゆいレール利用。空港駅より乗車(11分)、「県庁前」駅下車、

徒歩5分)

懇親会 料亭 那覇(電話 098-868-5577)

〒900-0037 沖縄県那覇市辻二二二ー

(ゆいレール「旭橋」駅、徒歩10分)

宿泊 ダイワロイネットホテル沖縄県庁前(電話 098-860-1835)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎一ー一ー

(空港よりゆいレール「旭橋」県庁前「駅(約10分)、徒歩3分)

*オプショナルツアーは、戦跡めぐりを行う予定です。(費用は実費)

とね。

□新人会員へのメッセージ

中山 最後に青法協の新人会員にメッセージをお願いします。

根本 私は三四歳で弁護士になり、中年法律家だったけどね(笑)。今は時代が変わろうとしている。けど、日本は総体として国際化のペースが遅れている。目を広げて欲しい。これからは、アジアの中でどうすべきか情勢を読んで欲しい。そして、震災、不況でこれまでの秩序がゆるんでいる今こそ、青法協会員に積極的に新時代に向けてイニシアティブを取ってほしい。世界の貧困をどう克服するか、民主主義をどうするか、全部憲法前文に書いてある。建前は書いてあるが、社会運動実態としては弱い。若い人に、自由な発想でがんばってほしい。特に、神奈川は、東京の支配層と地方の裂け目。裂け目が一番動きやすい。がんばってほしい。

中山 全身全霊を込めて、がんばります！

川岸 本日は、貴重なお話ありがとうございました！

本案の議論が始まります ～最低賃金訴訟～

神奈川 田淵 大輔

1 神奈川県での最低賃金を二〇〇〇円以上に引き上げようとする動きが、二〇一一年六月三

〇日に提訴した最低賃金裁判は、提訴後、二〇一二年二月二七日まで、四回の口頭弁論を重ねてきました。

国は、第一回の口頭弁論期日において、原告らの訴えは訴訟要件を欠くので却下を求めるとしながら、どの訴訟要件を欠くと主張するのかさきえ明確にせず、追って主張するとの答弁書を提出してきました。国が、原告らの訴えを検討した結果、訴訟要件を欠くとの主張を行うことにしたのであれば、最低限、どの訴訟要件を欠くと主張するかくらいは明確にできることだと思いますが、国は答弁書の段階では、それすら行いませんでした。その後、国は、訴訟要件に関して、最低賃金を

改正する決定は一般的法規範の制定行為であるから処分性は認められないという主張を行うようになりましたが、本案については認否すら行わず、本案の議論に入ることを徹底して避け続け、裁判所から本案についての認否と反論を求められても、すぐにこれを行うことはしませんでした。

しかし裁判所から、処分性について、中間判決という形で、裁判所の判断を求めることまで考えているのかと問われ、国もようやく本案に関する認否と反論を行ってきたのです。

2 国が、今回の訴訟で、本案の議論を避け

てきた理由は定かではありません。推測になりますが、現在の政権与党である民主党は、マニフェストにおいて最低賃金を全国平均

で一〇〇〇円とすることを掲げていました。また、民主党が政権与党となった後、政労使の代表者で構成される政府の雇用戦略対話においても、全国平均一〇〇〇円の最低賃金を実現することが目標として明記されました。そして、全国平均一〇〇〇円の最低賃金を実現するには、全国で二番目に最低賃金が高い神奈川県では、最低賃金を二〇〇〇円以上に引き上げることを実現しなくてはなりません。

このように、最低賃金を大きく引き上げていることは、今まさに求められていることでありますから、国も、原告らの要求には理由がないとして、原告らの要求を切り捨てる主張を行っていくのかもしれませんが。

3

国が本案に関する認否と反論を行ってきたことで、ようやく今回の訴訟における重要な論点である最低賃金と生活保護とを比較する計算方法について、議論を始められる状況になってきました。

最低賃金と生活保護とを比較する計算方法に五つのゴマカシがあり、それらのゴマカシをすべて正した方法で計算を行うと、神奈川県労働の試算では、神奈川県最低賃金を二四七二円以上しなければ、最低賃金が生活保護を下回る状況は解消されません。

そして、最低賃金の水準が生活保護の水準を大きく下回るのであれば、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回らないようにする趣旨で定められた最低賃金法九条三項に基づき、国に対し、最低賃金の大幅な引き上げを求める強い根拠となります。同時に、各地の自治体において制定が進められている公契約条例の最低賃金の設定においても、生活保護との比較が一つの目安とされていますから、どのような計算方法で生活保護との比較を行うのかという点に関する議論は、公契約条例の最低賃金の水準にも大きな影響を与えるものになります。

国が行っている最低賃金の算定は、確固たる考案に基づいて計算方法が決められているわけでは

なく、最低賃金をいくらに設定するのが妥当かという結論から出発して、その結論に合わせるために計算方法を調整するという本末転倒の議論が行われています。しかし最低賃金は、勤労収入によって生存権を保障するだけの収入を得られるようにするという観点から決められるべきです。そうであるならば、平均的な労働時間を前提とし、公租公課の負担や勤労経費を考慮し、平均的な水準の住宅を借りられるような収入を得られるように、最低賃金は設定されるべきです。

そして、われわれの主張する計算方法は、そのような考案に基づいて定められているのに対し、国が現在用いている計算方法は、法律上想定し得る最長の所定内労働時間を前提とし、勤労経費を考慮せず、公租公課の負担や住居費の負担を不当に低く見積もるもので、到底、是認できるものではありません。

このように、最低賃金と生活保護とを比較する計算方法に関する議論は、最低賃金の大幅な引き上げを実現するという点からも、公契約条例における最低賃金の引き上げにも波及するという点からも、非常に重要な論点です。同時に、国の用いる計算方法は、まさに数字合わせのための方便に過ぎず、合理的な根拠をともなうものではありません。そのため、最低賃金と生活保護との比較に

関する議論が深まっていくことは、大いに楽しみなどころです。

4

バブル経済崩壊後、デフレから脱却する道筋が見えないなか、企業はひたすら人件費を削減してきました。その結果、妻子がいて、本来であれば家族を支える一家の大黒柱となるべき労働者が、時給換算で一〇〇〇円未満の給与で働かざるを得なくなっているという現実があります。そのような現実に対して、今こそ最低賃金の大幅な引き上げにより、社会全体の賃上げを実現していかなければなりません。

そして、最低賃金が一〇〇〇円以上へと引き上げられれば、それは賃金水準全体を引き上げることもつながります。長期にわたるデフレや、グローバル化の進展にともなう企業間競争の激化を理由として、企業は賃上げに対して否定的な態度を取り続けています。他方、労働組合の個別の交渉では、企業の頑なな姿勢を崩すことができず、賃上げについて完全に閉塞状況に陥っています。この閉塞状況を打破し、労働者が労働に対する正当な対価を得られるようにしていくため、今こそ、最低賃金の大幅な引き上げが求められているのです。

今の社会を見れば、八〇〇円台、九〇〇円台の

時給は決して珍しくありません。そして、そのような低時給の仕事があっても、それは家庭の主婦や大学生といった人たちが従事するものだから、問題はないのだと言われてきました。しかし、現在、八〇〇円台、九〇〇円台の時給でフルタイム働き、その収入だけで自分自身の生計を立てたり、家族を養わなくてはならない労働者が、現に多数いるのです。この現実を直視する時、誰がど

のような仕事に従事しても、勤労収入で最低限度の生活を送っていきけるように、最低賃金の大幅な引き上げを実現していかなくてはなりません。そのためには、法廷内で、国が採っている計算方法のゴマカシを明らかにしていくとともに、時給八〇〇円台、九〇〇円台の仕事は当たり前ものではない、労働者が不当に安い賃金で働かされているのだという感覚を、多くの人に共有しても

らえるようにしていかなくてはなりません。すべての労働者が、労働の対価として、正当な報酬を得られるようにするために、勤労収入だけで人間らしい生活を送ることができるようになるために、最低賃金の大幅な引き上げを、何としても実現していききたいです。

ようこそ横浜

私の中華街

神奈川県支部ニュース委員会

他県から横浜地方裁判所に来ることになったとき、せっかくだからということで「中華街に行く

てみたい!!」という方が多いように思います。でも、正直なところ中華街にはたくさんのお店があるので、「中華街に行ってもどの店に行けばいいのかわからない……せっかくだ行くなり美味しいとこ

ろで食べたいのに……」と悩みを抱えておられるものと推察します。

神奈川県支部としては皆様のこの悩みを解決しないわけにはいきません。ぜひぜひ、中華街を楽しんでもらいたい、ということで、何人かの会員のお気に入りのお店を特別にご紹介することにしま

した。題して「ようこそ横浜 私の中華街」!!

紹介者①

神奈川県支部 神原 元

横浜中華街で美味しいのは「王府井」(ワンフーチ



王府井(ワンフーチン)の小籠包

ン)の焼き小籠包(ショーロンポー)である。正宗生煎包(マサムネサンチエンパオ)という。上海の小籠包らしい。ワンフーチンは、中華街大通りに面している。加賀町警察署の入り口から中華街の方向に目をやると見えるのが、「善隣門」。ここをまっすぐ、三〇〇メートルほど歩くと道の右側に見えてくる。普段は大勢並んでいるが、店員の手際がよく、どんな列は捌けていく。大粒の焼き小籠包四つで四八〇円。割り箸をもらって店の前の道でつく。小籠包はいきなり口にいれてはならない。熱いスープが皮の中になたっぷり入っているからだ。まずは歯で小さく穴を空け、肉汁をすする。これが美味しい。そのあと、火傷に気をつけながら、厚めの皮と肉を、少しずつ口に入れていく。寒い日など暖まる。

ちなみに、王府井(ワンフーチン)という店名は、北京中心部東城区にある繁華街の名称からきている。巨大デパートや飲食店が立ち並

び、「北京の銀座」と言われるそうだ。二〇一二年二月の中国ジャスミン革命では、ここで多くの活動家が逮捕された。某国の人権状況は未だ厳しいものがある。

紹介者②

神奈川支部 井上 泰

横浜中華街で個人的な隠れ家になっているのは関帝廟通りにある「新楽」。確か上海家庭料理のお店で、名物「揚げワンタン」や「焼き餃子」をつまみにビールを飲み、仕上げには「高菜そば」。けっして派手ではなく、街の中華店のような店構えだけど、味も優しく、女将さんが丁寧に接客してくれるのも良い。

聘珍樓や萬珍樓などの有名どころもいければ、優しい中華料理を食べたいとき、ちょこっとよつてみるのもおすすめ。

他方、横浜で中華料理というよりは中華街でとなるのも当然ですが、番外編としておすすめなのは、横浜地裁から馬車道方面に歩いて行く途中にある中国食堂(総本店)。屋台風の居酒屋に近い店内で、美味しい中華料理を極めてリーズナブルに味わえるお店です。

ランチメニューも豊富。しかし、夜もおすすめ

でカウンターに並んでいるピータンや肉団子などをつまみながら「トマトとふんわり卵いため」「エビチリ」などを炒め物中心にオーダーし、食すること間違いなし。その上、大酒飲んでも高級中華街のお店の約半分。お財布にも優しいお店です。ただし、一皿ずつがとでもボリュームたっぷりなので、一人やカッパルで行くと、前菜のおつまみでお腹いっぱいなんてことに……。是非グループでわいわいという頼んで食するのがよい。某大型消費者事件の全国弁護団のメンバーのお墨付き。

紹介者③

神奈川支部 金子 祐子

【四川料理】

四川料理でおすすめなのが、京華樓。京華樓は本館・別館・鶴屋町店(最寄り駅は横浜。なお、裁判所から一番近いのは別館です)。京華樓で一番のおすすめメニューはなんといっても麻婆豆腐!!山椒のぴりりと感と唐辛子の辛さがたまりません。お店のホームページを見ると「三種類もの香辛料を使った辛さとコクが人気です!」とか。ランチは、ご飯(おかわり自由)、スープ、ザーサイ、杏仁豆腐がついてお買い得です。汗汗しながら

ら、是非ご
賞味くだ
さい!!

変わった

麻婆豆腐
を食べたけ



心龍の「白麻婆豆腐」

れば、心龍。白い麻婆豆腐が食べられます!! 美味しいのかな……と半信半疑で食べましたが、これが美味しい!! 辛いのは辛いのですが、さっぱりとした辛さです。ここのお店は、香辣水ギョーザもおすすめ★何とも言えない芳しい香りと水餃子のもっちり感が絶妙です。是非お試しあれ。

中華街のランチで気をつけていただきたいことは、ランチコースを確認してから注文すること。単品で頼むよりランチコースの方がお得でも、従業員は教えてくれません。後からランチコースを頼めば良かった……なんて後悔しないためにも、是非ご確認を!!

【番外編】

「中華はいけれど、他にはないの?」という方のために番外編。

洋食でおすすめのものが、馬車道のラ・テンドロツサ。パスタもピザも絶品です。個人的には白子クリームのパスタとピザがおすすめ。白子の濃厚

さと春キャベツのさっぱり感が絶妙です。ピザももちっとしていて美味しいです。某テレビで紹介されたため、今はランチも予約しないと入れない人気店です。行かれる方は予約をお勧めします。最近馬車道にオープンしたALLORAは前菜ビュッフェだけでも満腹になりそうなほど種類が豊富です。「ランチでもピザを食べたい!!」という方は、ピッツェリアポルコ。もちもちのピザが適度な大きさでして、女性でもぺろりと食べられちゃいます。

裁判所の近くですと、ほかに保和尊。ウニクリームパスタがおすすめです。ジップはフレンチトーストがおすすめ。なお、夜しか営業していませんがシシリアのピザは絶品。予約しないと入れないですが、機会がある方は是非!!

和食でおすすめのものが天ぷら。天富、天七、天吉。個人的には天富がおすすめ。揚げたての天ぷらをカウンターで食べられます。本当に余談ですが、夜の営業のみですが、私のお気に入りには甕仙人です。



「よっこそ横浜」私の中華街」はいかがでしたか。紹介者の方々には、中華街のお店を紹介するように依頼したのですが、けっこう中華街から飛

び出してしまっています。つつい力が入ってしまったのでしよう。

まあ、それは見逃していただいて、ちょっとでも気になるお店がありましたら、横浜地裁の期日の後か前にでもぜひぜひいらして、横浜でのんびりしていただくさい。

編集後記

▼今年も恒例の神奈川特集の季節がやってまいりました。神奈川支部らしく硬軟おりました記事を取り揃えてみました。▼「硬」のもの

のとして、本案についての議論がいよいよ本格化してきた最賃訴訟、継続的な取り組みが必要な原発の子どもたちへの影響の問題の記事を用意しました。▼大先輩の話を聞く「あのころ青法協は」は、読むと「硬」の取り組みへの活力となると思っています。▼「軟」のものとして中華街特集となっていますがいかがだったでしょうか。▼……中華街特集が皆様のお役に立つことを切に祈るばかりです。(神奈川支部 太田伊皇子)